

## 琵琶湖の総合的な保全のための計画検討調査委員会規約(案)

### (目的)

第1条 本委員会は、平成21年度に取りまとめた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査第1期計画期間の点検結果」を踏まえ、関係省庁と共同で平成11年3月に取りまとめた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」における第2期計画期間の目標・取組の見直し、PDCAサイクル実施のための指標等について検討を行うにあたり、学識経験者等から、琵琶湖特有の問題を踏まえた上で、客観的かつ幅広い視点から専門的知識に基づいた助言を得るために設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、別表1の9名の委員をもって構成する。  
2 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。  
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (設置期間及び任期)

第3条 委員会の設置期間及び委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (検討事項)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するために、以下の事項について、助言を行うものとする。  
(ア) 第2期計画期間における琵琶湖を取り巻く環境変化に関する事項  
(イ) 第2期計画期間の目標・取組に関する事項  
(ウ) PDCAサイクル実施のための指標に関する事項  
(エ) その他 計画の検討に必要な事項

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長の命を受けた国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室長が招集する。  
2 委員長は、会議の議長となる。

(オブザーバー)

第6条 委員会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次のとおりとする。

(1) 関係省庁(厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、林野庁、水産庁)

(2) 滋賀県

(3) 上記のほか、委員長が必要と認めたもの。

3 オブザーバーは委員会に出席し、求めに応じて発言する。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、委員長の命を受け国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室において処理する。

別表1 【琵琶湖の総合的な保全のための計画検討調査委員会 委員名簿】

氏名	所属・役職	専門分野
井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部 教授	住民活動
河地 利彦	京都大学大学院農学研究科 教授	水資源・水循環
栗山 浩一	京都大学大学院農学研究科 教授	環境経済
田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質センター 教授	水質・物質循環
津野 洋	京都大学大学院工学研究科 教授	水質
西野 麻知子	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター総合解析部門 部門長	生物多様性保全
服部 重昭	名古屋大学大学院生命農学研究科 教授	水源涵養 (森林水文)
藤岡 康弘	滋賀県水産試験場長	魚類・漁業
脇田 健一	龍谷大学社会学部 教授	住民活動 ・地域社会

(五十音順)